

## 川場村空家等対策協議会規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、川場村空家等対策の推進に関する条例（令和8年川場村条例第5号）第7条第3項の規定に基づき村が設置する川場村空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、村長が委嘱する。

- (1) 地域住民
- (2) 法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者
- (3) その他村長が必要と認める者

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、村長をもって充てる。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときには、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、会議において特に必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、むらづくり振興課において処理する。

(報酬)

第7条 委員の報酬及び費用弁償については、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和55年川場村条例第6号）の定めるところによる。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。